

激流に挑む防長教育

幕藩体制から新政府へ

明治時代の幕開けは、人々の生活環境を一新するものであった。

人材育成に積極的に取り組み教育立国を呈していた山口も、政府から繰り出される政策を取り込みながら、試行錯誤を重ね独自の施策を模索・実施していく。

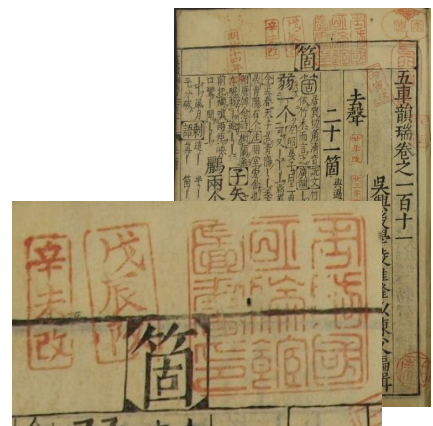
その姿からは、明治という新時代の激流に積極的に挑んでいった山口県教育の意気込みが感じられる。

明治3年 山口中学

明治3(1870)年、政府は「大学規則」「中小学規則」を発令。小学・中学・大学という三段階区分を初めて公示し、小学・中学を経て大学にいたる進学経路を明らかにした。今まで存在しなかった進学という概念が制度として確立し、中学は大学への進学機関として位置づけられた。

これを受け山口藩は大学への予備学校として小学・中学を設ける。諸郡の郷校を小学とし、山口明倫館・萩明倫館をそれぞれ山口中学・萩中学と改称し中学とした。

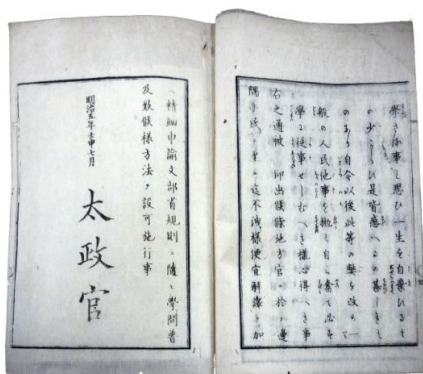
明治4年、廃藩置県により、旧4藩(山口・豊浦・清末・岩国)は合併し「山口県」となる。県に変わっても学科内容の根本的改革までは行われなかったが、藩校を中学とした意義は大きかった。これ以降山口県では他府県とは異なる進学体系を築いていくこととなる。



山口中学の蔵書

改印(辛未改:明治4年のこと)から前校の山口明倫館の書物をそのまま引き継ぎ使用したことがわかる

「学制」の公布 一家に不学の人無からしめん



明治5年8月3日、日本で最初の近代学校制度に関する基本法令である「学制」が發布される。その狙いは女子を含めた国民皆学であり、そのために小学校の義務教育の確立を目指すものであった。これにより全国に学校が設けられ、近代学校が成立発展していくこととなる。

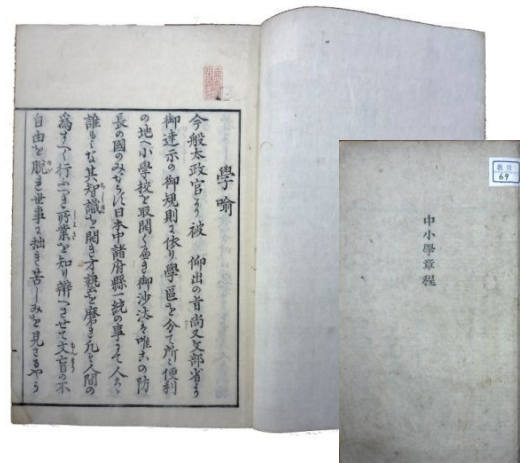
学制序文

学制が發布された際、政府の教育方針を広く国民に知らせるため太政官から発せられたもの

明治5年 山口変則中学

学制の公布にともない、県は明治5(1872)年、「学諭」^{がくゆ}「中小学章程」を制定し積極的に対応。県の庶務課に学務掛(後の学務課)を設置し、山口中学を含む県下の学校を廃止し、新たに学区を設け管理を行った。しかしながら、この学区に設置された中学は、施設・設備・書籍などが不備であったため、変則中学として発足し徐々に制度に適應しようとした。

国が初等教育に重点を置いたため国費の援助はなく、変則中学の経営は当初から困難な状況にあった。また、旧制の学科・教則によって教育された生徒の取り扱いも課題となっていた。



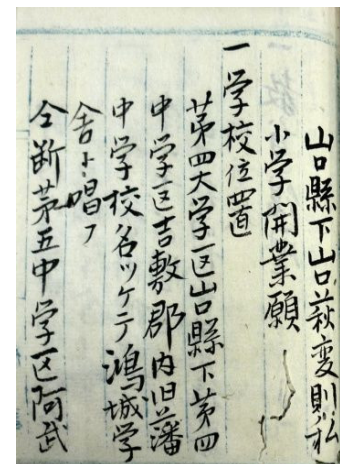
「学諭」、「中小学章程」
(山口県文書館所蔵)

明治6年 山口変則小学

県は経営困難であった変則中学を廃止し、明治6年4月、変則小学(通称:鴻城学舎^{こうじょうがくしゃ})を設立する。教育水準を下げ旧学科を修めたものにも適應できるようにしながら、小学校とは違う教育を施し、県民に対し幅広く教育の機会を与えることを目的とした。しかし、依然として経済的基盤が弱く、維持が困難なため、翌年8月には閉鎖された。

また、この頃各地で相次いで起こった土族の反乱の影響も、小学閉鎖の原因の一つとされている。山口県では前原一誠を中心として萩の乱が起こるが、これらの反乱は学舎を拠点とすることが多かった。

この変則小学の閉鎖により、山口県の中等教育は一時中断することとなった。



山口県下山口萩変則私小学開業願
(山口県文書館所蔵)
変則小学の設立を文部省に提出



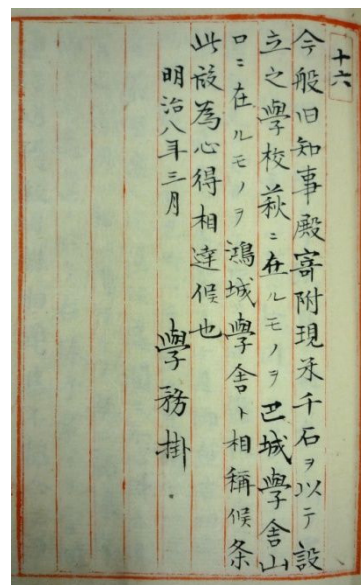
山口県下賊徒追討図 (山口県博物館所蔵)
萩の乱を政府軍が鎮圧する様子を描いたもの

県独自の教育機関の設立

明治8年 鴻城学舎 (山口上等小学校)

生活の手段を持たない士族の経済的貧窮は深刻であった。これを憂慮した県令中野吾一は木戸孝允・井上馨らに対策を要請。明治7(1874)年11月、士族の授産を目的とする授産局と農商工民の勸業を行う防長共同会社を設立し、士族の授産事業と教育事業の取組みをスタートさせた。

授産局は教育授産として鴻城学舎^{はじょうがくしゃ}と巴城学舎の再建に着手し、同年12月、開設の準備を整え、翌年1月再興する。小学卒業生を入学対象とし、教育内容は従来通りのものとした。これらは授産局の事業として進められたため県が運営していたが、資金の大部分が毛利家の寄付であったため同年4月、これを毛利家の私立経営に改めた。



巴城学舎・鴻城学舎設置の達
(山口県文書館所蔵)

明治11年 私立山口中学校

これまで変則小学や上等小学校など変則の形態を続けてきたが、新制度の小学卒業生が増加し、正規の中等教育の再興が必要とされるようになった。そこで上等小学校を改めて山口中学校としたが、依然として毛利家経営のため「私立」と称した。入学資格は満14歳以上のものと定められ、尋常中学科、高等中学科(合わせて5年間修学)がおかれた。これが次の県立中学校の基礎となる。

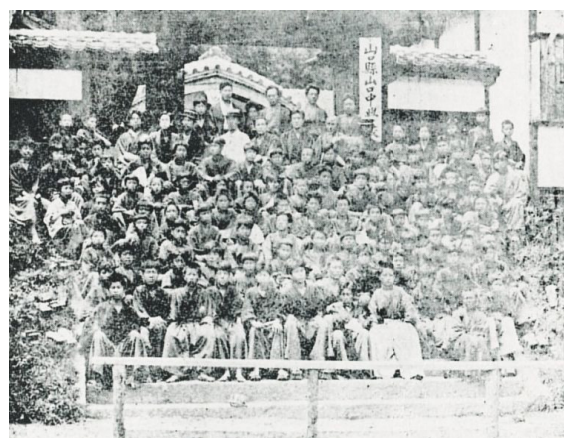
明治13年 県立山口中学校



校章

山口県教育界は試行錯誤しながら政策を行ってきたが、高等教育機関への道は確立されず、山口県から有能な人材を中央に送り出したいという念願はかなわない状況であった。これは多くの人々に憂慮されることとなり、県立の中等教育振興の運動が起こっていく。

県は旧藩家や在京の県出身者、そのほか県内の有志に寄附を依頼して資金を募った。これを基金として明治13年6月、県下を山口、萩、豊浦、岩国、徳山の5つに分け、それぞれ県立の中学校を設けた。県立五中学体制の発足である。

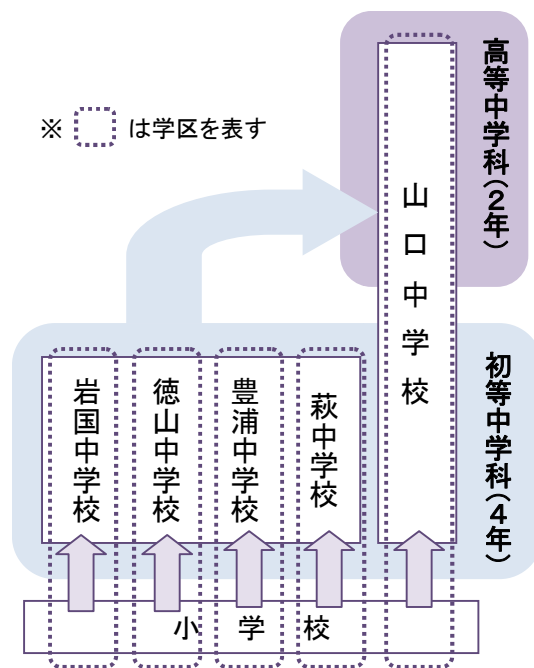


正門にて記念写真
(明治18年頃)

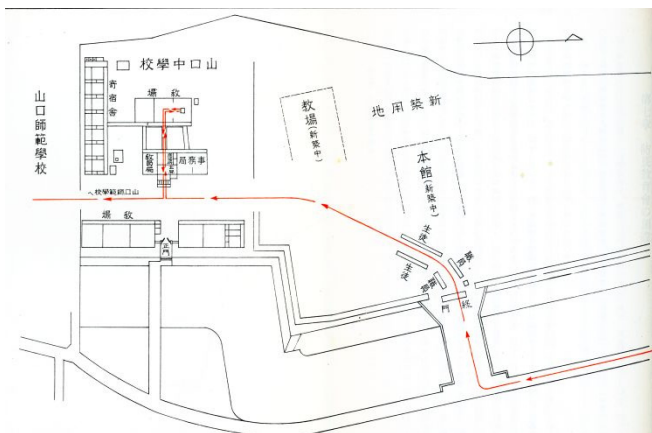
県立五中学のうち、山口中学校には修業年限5年で尋常中学科と高等中学科を設けたが、他の4中学校は、尋常中学科のみであった。したがって進学を希望するものは山口中学校の高等中学科へ進むこととなった。

明治16(1883)年、文部省が制定した中学校教則大綱に準拠して「山口県中学校諸規則」を定め、尋常中学科を初等中学科と改称し、修業年限を1年延長して4年とした。翌年には山口中学校と他4校は、本・分校の関係になり、山口本校が4分校を統括し、初等中学科の卒業生を本校の山口中学校に編入させる形をとった。ここに、山口県独自の中学校体系が成立した。

しかし依然として経営困難な状況は変わらず、県立中学校の経営と維持を図る目的として防長教育会が創立された。

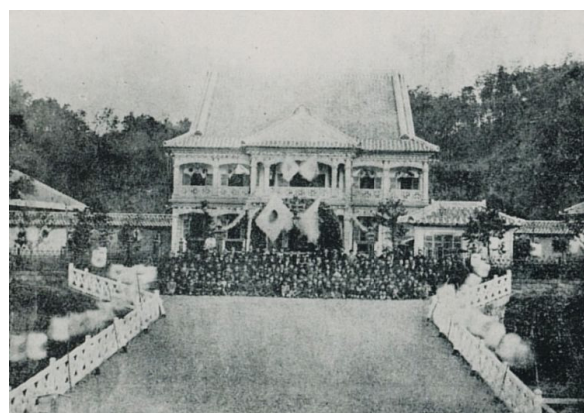


明治17年頃の学校系統図



当時の県立山口中学校校舎配置図

明治18年7月、明治天皇が山口中学校と山口師範学校を視察された時のもの



新校舎落成式 (現:山口県立美術館入口付近)

明治19年6月完成。防長教育会成立後、県下中学校教育振興事業の第一歩として校舎の改築が行われた

これ以降、明治19年の中学校令による官立高等中学校の設立にともない、五中学は山口高等中学校予備門として位置づけられ、中等教育は大学への進学過程の一部として組み込まれていった。